別記様式第四（第八条関係）　　　　　　　　　　申請者の連絡先

|  |
| --- |
| 制限外積載設備外積載 許 可 申 請 書荷台乗車 年　　月　　日警 察 署 長　殿申請者　住 所氏 名 |
|  申請者の免許の種類 |  | 免許証番号 |  |
|  車 両 の 種 類 |  | 番号標に表示されている番号 |  |
|  車 両 の 諸 元 | 長　　　 さ | 幅 | 高 　　　さ | 最大積載重量 |
| ｍ | ｍ | ｍ | ㎏ |
|  運 搬 品 名 |  |
|  制限を超える大きさ又は重量 | 長　　　 さ | 幅 | 高 　　　さ | 重 量 |
| ｍ | ｍ | ｍ | ㎏ |
|  制限を超える積載の方法 | 前 | 後 | 左 | 右 |
| ｍ | ｍ | ｍ | ｍ |
|  設 備 外 積 載 の 場 所  |  荷台に乗せる人員  |
|  |  |
| 運 転 の 期 間 |  年　　 月 　　日から 年 　　月 　　日まで |
| 運 転 経 路 | 出　 　発　 　地 | 経由地 | 目　　　的　　　地 |
|  |  |  |
| 通行する道路 |  |
| 第 号制　 限　 外 　許 　可 　証上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 条 件 |  |

 年　　　月　　　日警　 察　 署 　長　 印 |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会、窓口は交通規制課となります。）この処分の日の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。